水道法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見募集の結果について

令和３年４月 20 日
厚　生　労　働　省
医薬・生活衛生局
水道課水道水質管理室

水道法施行規則の一部を改正する省令（案）について、令和３年２月 16 日から令和３年３月 19 日まで、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方を下表のとおり取りまとめましたので、公表します。

御意見をお寄せいただいた皆様に御礼を申し上げます。

「水道法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する御意見と考え方

番号	御意見の要旨	考え方
1	水道事業は重要なものであり、そこで虚偽や書類偽造・変造が発生すると問題であるので、そのハードルをより高めるべく、届出書においては、届出者の押印（刑法における印章となるものである。）又は署名が付されているべきと考える。（なお、電子手続においては電子署名があれば、法的にも技術的にも格段の保護が発生するので、電子署名が用いられるべきと考える。）	文書内容の真正性を担保するため、これまでどおり、各届出において疑義がある場合は随時厚生労働省にて電話等で確認をとることとする予定です。